



広報

もりや

2016

12/25

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

みんながいきいきと暮らせる男女共同参画に関する絵てがみ

たくさんのご応募ありがとうございました！ ～入賞作品紹介～

●問合先 市役所市民協働推進課 協働推進G 内線 133

男女共同参画社会に関する絵てがみを募集したところ、小学生の部 663 作品、中学生の部 636 作品、一般の部 9 作品が寄せられました。各部門の入賞作品を紹介します（敬称略）。

【小学生の部】

- ◎最優秀賞 こたにゆうた 小谷優太（黒内小）
- ◎優秀賞 くりはらこのは 栗原小乃葉（大野小）・なかしまもも 中島杏（大野小）
- ◎佳作 しょうじゆうた 庄司優太（御所ヶ丘小）・さとうはるき 佐藤遙紀（松ヶ丘小）
おおひら 大平あやの（郷州小）

【中学生の部】

- ◎最優秀賞 おがわせり 小川世莉（守谷中）
- ◎優秀賞 なかのまいか 中野舞花（けやき台中）・ふくしま 福島りか（守谷中）
- ◎佳作 にいなるな 新浪令奈（御所ヶ丘中）・せきななみ 関ななみ（守谷中）

【一般の部】

- ◎最優秀賞 たにせいこ 谷勢子 ◎優秀賞 しみず 清水みき
- ◎佳作 さとうかずこ 佐藤和子

▶小学生の部最優秀賞



▶中学生の部最優秀賞



▶一般の部最優秀賞



安全な道路のためにご協力をお願いします

●問合先 市役所建設課 管理G 内線 252 ～ 254

◎道路への倒木、枝や雑草などの張り出し防止

道路に樹木などがはみ出していると人や車の通行に支障を来し危険です。樹木などが原因で事故が発生すると、樹木等所有者の管理責任が問われる場合があります。

次のような状態のときは、所有者の責任のもと、剪定などをお願いします。

- ・樹木の繁茂（庭木含む）による道路への張り出し
- ・雑草が道路へ伸び、見通しが悪い

◎車乗り入れブロックなどの撤去

「車乗り入れブロック」や「鉄板」などを使い、駐車場と道路との段差を解消している方は、歩道やL字型側溝の切り下げなどを行ってください（切り下げには道路管理者 ▲車乗り入れブロック



への許可申請が必要）。車乗り入れブロックなどの設置は、降雨時に道路から側溝への雨水流入を妨げるだけでなく、人や車の通行に支障を来します。また、事故が起きますと設置者の責任になる場合があります。

L字型側溝を4m幅で切り下げた場合、標準的工事で約16万円です（費用は現場条件により異なる）。

▶施工業者や費用の問合先

市建設業協会 ☎ 48-6678

◎道路への土砂流出防止

一時的な大雨により、畑や宅地などから道路へ土砂の流出が見受けられます。

土砂の流出は人や車の通行の支障になるほか、側溝の排水不良による冠水の原因となりますので、個人の責任のもと、流失防止にご協力をお願いします。

松丸市長 所信表明

自信と誇りを持って未来世代に 引き継ぐことができる守谷市を目指す



第二に、守谷市の大きな資源は人材であると考えています。その人材を行政のアドバイザーとしてお迎えし、それぞれの専門的な知識とノウハウを活用させていただきます。それにより、より広角のかつ理想的な行政運営が可能になります。

第三に、タウンミーティングの開催と並行して、「地域福祉計画」「地域担当職員制度」を一層推進してまいります。そのためには、その地域の実情の把握が必要です。それらをベースに地域のニーズに基づいた活動を積極的に支援し、一層の市民満足度の向上に努めます。

第四に、地方自治体の本質を全うするために必要な権限を国や県から移譲していただき、行政運営の考え方を量から質へ転

換し、市民サービスの向上に努めます。国、県との信頼関係を基に、本来地方自治体の本質である市民生活に根ざした行政運営の妨げになっているような事項を解消して、市民の幸せづくりに専念できる体制づくりをします。

第五に、一元代表制の一方である最終議決機関でもあり、さらには市民の代表機関としての議会との協議の機会を増やしてまいります。通年議会を導入した守谷市議会とは、政策面でも切磋琢磨して、より市民の幸せのためのより良い政策を提案していただき、執行機関としてそれらの実現に対応してまいります。

これら5つを基本として、個別政策である「子育て王国」や「いきいきシニア王国」や「将来の財源確保」などの具体的施策に取り組んでまいります。

私は、未来世代に、自信と誇りを持って引き継ぐことができる守谷市とするために心血を注ぐ覚悟でございますが、それらを実現するためには議会の皆様はもとより、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。今後とも格別のご支援、ご協力をお願い申し上げ、これから4年間の市政運営に関する所信表明とさせていただきます。



守谷市長
まつ 丸 修 久
ひさ

平成28年12月定例会に際し、守谷市政を担うに当たり、私の所信の一端について申し上げます。市議会をはじめ6万6千人の市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この度の市長選挙に際しましては、多くの市民の皆様のご支援を賜り、今後4年間、守谷市の市政運営の重責を担うことになりました。市民の皆様への熱い期待を受け止めるとともに、私の16年に及ぶ議会議員として、そして4年にわたる議長職の経験を生かし、市民の皆様への託に応えるために、全身全霊をかけて守谷市民の幸せづくりに邁進していく覚悟でございます。

いま世界情勢は、ヨーロッパではイギリスのEU離脱、アメリカでは保護主義の台頭といった不安定要素が多く見受けられ、日本もその影響を強く受けざるを得ない状況にあります。国内に目を転ずれば、人口減少、少子高齢化の進行といった近代資本主義経済下では、過去に経験のない状況への対応が迫られており、税収減による地方自治体の財政状況は、悪化の一途をたどっています。

守谷市の財政状況は、多くの先人たちが築いてくれた都市基盤整備による市税の安定収入により財政力指数が0.977と自主財源比率が高く、また、借入金の抑制により実質公債費比率が6.8%と良好な状況にあります。しかし、守谷市の高齢化率も本年4月には20%を超え、今後急速に高齢化社会が進行します。また、昨年度に策定した守谷市公共施設等総合管理計画によると教育施設をはじめ、道路、橋梁、上下水道等の都市基盤施設の老朽化に伴い改

11月20日に執行された守谷市長選挙において当選した松丸修久市長が、12月13日に行われた平成28年守谷市12月定例会に於いて所信を表明し、新たな市政をスタートさせました。

所信表明の5つの柱

1. 市民との対話の機会を積極的に設ける
2. 市民の人材を行政のアドバイザーとして活用
3. 「地域福祉計画」「地域担当職員制度」の推進
4. 国や県からの権限移譲を進め市民サービスを向上
5. 市議会との協議の機会を増やす



修・改築に多額の費用が必要とされ、年々厳しくなることが予想されています。さらに、2000(平成12)年の地方分権一括法により国と地方の関係は劇的に変わりました。国依存は今や、古き夢です。

これらの状況を鑑みると、これからの守谷市においては国の動向や経済状況に左右されることのない、いわば独立国のような自治体を構築しなければなりません。

それには、まず第一に、市民の皆様のご理解が必要です。私は、グループや団体とのランチミーティングや各地域でのタウンミーティング、それに加え教育の場でのスクールミーティングといった市民との対話の機会を積極的に設けてまいります。その中で、情報の共有化と相互理解を推進していくと同時に、皆様からの提案・提言を受けてまいります。

申請期限
平成 29 年 1 月 20 日(金)

臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

●申請・問合せ先 市役所社会福祉課 社会福祉 G 内線 162
☎ 45-9805 (直通)

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない方を支援するために、国策による事業として2つの給付金を支給しています。受給するには申請が必要です。お早目の申請をお願いします。

《平成 28 年度臨時福祉給付金》

○支給額 一人につき 3,000 円

○支給対象者 次のいずれにも該当する方

①平成 28 年 1 月 1 日(基準日)において、守谷市の住民基本台帳に記録されている

②平成 28 年度分の市民税・県民税(均等割)が課税されていない(課税者の扶養となっている場合や生活保護を受けている場合は除く)

《年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)》

○支給額 一人につき 30,000 円

○支給対象者 次のいずれにも該当する方

①平成 28 年度臨時福祉給付金の対象者の方

②平成 28 年 5 月分の障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方
(高齢者向け給付金を受給された方は除く)

○申請方法 申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送または受付会場で申請する
※申請書は、10 月 19 日に支給対象者と思われる方に発送済み

○申請期限 平成 29 年 1 月 20 日(金)

○受付会場 市役所 1 階 会議室 2 (食堂脇)

○受付時間 9:00～17:00(土・日曜、祝日、12 月 29 日(木)～平成 29 年 1 月 3 日(火)の市役所業務休止期間は除く)



◆詐欺にご注意◆

市の給付金担当や厚生労働省などのかたった振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。
不審な電話やメールがあった場合は、市や警察署、警察相談専用電話(☎ 9110)にご連絡ください。

ひとり親(母子・父子)家庭のお子さんにお祝いを贈ります

市社会福祉協議会

入学・卒業祝い金贈呈



社会福祉協議会では、父母のどちらか、または両親のいない児童・生徒を対象に支援事業として、入学・卒業のお祝い金を贈ります。

○対象者 市内在住のひとり親家庭で次のいずれかに該当する児童・生徒

①平成 29 年 3 月に中学校を卒業する生徒

②平成 29 年 4 月に小・中学校へ入学する児童・生徒

○贈呈金額 対象児童・生徒 1 人につき 1 万円

○申込期限 平成 29 年 1 月 31 日(火)※贈呈は 3 月下旬を予定

○申込・問合せ先 市社会福祉協議会 ☎ 45-0088

茨城県母子寡婦福祉連合会

入学祝品贈呈



茨城県母子寡婦福祉連合会では、毎年ひとり親家庭のお子さんに小学校新入学時に祝品を贈呈する事業を行っています。

○対象者 市内在住で平成 29 年 4 月に小学校に入学するひとり親家庭の児童

○贈呈品 学用品(鉛筆、色鉛筆、自由帳など)

○申込期限 平成 29 年 1 月 31 日(火)※贈呈は 3 月中旬頃を予定

○申込先 市役所児童福祉課 内線 156

○問合せ先 茨城県母子寡婦福祉連合会

☎ 029-221-7505



年末年始の市役所業務休止期間

12 月 28 日(水)～平成 29 年 1 月 4 日(水)

中央図書館、公民館図書室

12 月 29 日(木)～平成 29 年 1 月 3 日(火)

市役所、公民館(中央・郷州・高野・北守谷)

償却資産を所有する方は、平成 29 年 1 月 31 日(火)までに申告してください

●申告・問合せ先 市役所税務課 資産税 G 内線 202～204

会社や個人で商店などを経営している方が所有する事業用資産は、償却資産として申告する義務があります。申告の方法など、詳しくは、お問い合わせください。

【資産】＝固定資産税の対象

償却資産



事業用資産

家屋



土地

家屋や土地は、償却資産ではありません

Q1 償却資産とは何ですか？

A1 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。ただし、自動車・軽自動車などは除きます。

Q2 償却資産の対象になるものは何ですか？

A2 1 月 1 日現在で、会社や個人が事業用に所有している構築物・機械・器具・備品などの資産です。例としては、次のようなものです。

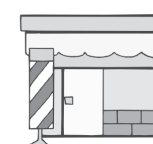
償却資産の対象となるもの(例)

飲食店



・厨房設備
・レジスター
・カラオケセット
・冷蔵庫 など

理容業・美容業



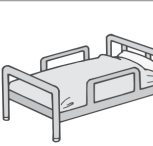
・理・美容椅子
・洗面設備
・タオル蒸し器
・サインポール など

小売店



・商品陳列ケース
・冷蔵庫
・自動販売機
・冷蔵ストッカー など

医 院



・ベッド
・手術台
・X線装置
・調剤機器 など

※大型特殊自動車(ショベルローダ・フォークリフトなどでナンバープレートの分類番号が、0、00～09、000～099、9、90～99、900～999であるもの)は、償却資産として申告が必要です

Q3 償却資産の税額の計算方法は？

A3 課税標準額(1,000 円未満切り捨て)×税率(0.014)＝税額(100 円未満切り捨て)

※課税標準額とは、償却資産の取得年月、取得価格および耐用年数に基づき、一品ごとに算出した評価額のことです(特定が適用される場合があります)

※課税標準額の合計が 150 万円未満の場合、課税されませんが、申告は必要です

※期限後申告・調査による課税の場合、延滞金が発生する場合があります

家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在で所在する家屋に課税されます。家屋を取り壊したときには、速やかに税務課資産税 G へご連絡をお願いします(家屋の滅失登記をされた場合は、必要ありません)。



市内でイノシシらしき野生動物が目撃されています

●問合せ先 市役所経済課 農業振興 G 内線 262～263



市内でイノシシらしき野生動物の目撃情報が複数件ありました。イノシシを目撃したら、近づかず、興奮させないよう静かにイノシシから見えない場所に避難しましょう。決して威嚇したり、追い払おうとしないでください。

また、犬を連れていると、イノシシは犬と飼い主を敵と判断し、攻撃してくる可能性がありますので、犬の散歩をするときは十分に注意してください。

目撃した場合は、ご連絡ください。



①第95回県民スキー学校兼第3回スノーボードレベルアップキャンプ
▼日時 平成29年2月25日(土)26日(日)▼スキー場 福島県会津高原だいくらスキー場(リゾートイン台鞍宿泊)▼参加費 ジュニア(参加は原則小学4〜6年生)2万4000円、一般・シニア2万8000円
②第16回シニアスキー教室
▼日時 平成29年3月12日(日)13日(月)▼スキー場 長野県小海リゾートシティリエクスキューション場(小海リエクスキューション宿泊)▼参加費 2万8000円
③共通事項 集合場所はつくば市役所谷田部庁舎／参加費には1泊2食宿泊代・受講料・リフト代・公共交通費を含む／ウェア



スキー教室 参加者募集



や道具のレンタルあり▼主催 茨城県スキー連盟
▼問合せ 県南担当 堀 090-8849-4938
非正規雇用労働者の正社員転換促進キャンペーン
企業にとって、優秀な人材の確保・定着を図っていただくためには「魅力ある職場づくり」が重要です。ハローワーク常総では、雇用管理改善を通じた採用定着の促進、正社員で働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換の促進キャンペーン活動を実施しています。
また、こうした取り組みを実施いただくための各種助成金制度があります。詳細はお問い合わせください。
▼問合せ ハローワーク常総 助成金担当 029-7-22-8609

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合せ 市役所交通防災課 交通・防災G 内線137、138

年末年始を快適に過ごすために…

年末年始は忙しい時期でもあり、外出する機会も増えますね。快適な年末年始を送るために、犯罪被害や痛ましい事故に遭わないよう心掛けるポイントをまとめました。

皆さんも、チェックしてみましょう！

【防犯編】

- ①外出の際、戸締りは確実に確認しましょう。
- ②窓ガラスなどに侵入防止センサーや補助錠をつけて、防犯アップ。

【交通安全編】

- ①飲酒運転は絶対にやめましょう！
- ②車両に乗ったら「かもしれない運転」で！
- ③車両に乗ったら、早めのライト点灯を。



●市内の犯罪発生状況(平成28年1〜10月)※()内は前年比

総数	空き巣	忍び込み	車上ねらい	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	二セ電話詐欺	その他
507(-66)	53(+27)	9(-4)	33(-14)	30(-13)	12(+1)	108(-6)	5(-6)	257(-51)

11月に百合ヶ丘地内の飲食店駐車場で車上ねらいが発生しています。いずれも窓ガラスを割って、車内にあったバッグが盗まれています。車から離れる際は確実なドアロックを心掛け、バッグなどを車内に置かないよう心掛けましょう！

●市内の人身事故発生状況(11月)件数17件(うち死者数0人 負傷者26人)

茨城県は飲酒運転の死亡事故とシートベルト非着用死者数が全国ワースト1位です。「飲酒運転は絶対にしない、させない。」車に乗るときはシートベルトを必ず着用しましょう。



台風や雪などで、切れた電線を見つけたら

冬期は積雪の影響、夏期は台風や雷・豪雨の影響による樹木接触・樹木倒壊などにより、電線が切れる場合があります。

切れて垂れ下がっている電線には絶対に触れないでください。見つけたら、下記にご連絡をお願いします。

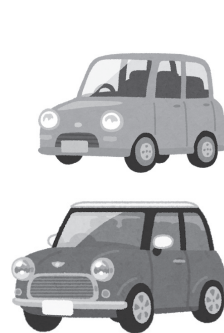
東京電力パワーグリッド ☎ 0120-995-007

※フリーダイヤルをご利用にならない場合

☎ 03-6375-9803 (有料)

※停電情報は東京電力パワーグリッドホームページを参照

HP <http://teideninfo.tepco.co.jp/>



自動車税減免申請の
出張窓口開設
減免申請は、土浦県税事務所において年間を通じて受け付けていますが、次の日程で出張受付窓口を設置しますので、ご利用ください(軽自動車は除く)。
▼受付日時 平成29年2月10日(金)・3月10日(金)午前10時〜午後1時〜4時
▼窓口 市役所1階会議室
※新車、中古車新規登録に係る減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に管轄の水戸または土浦県税事務所自動車税分室で申請してください。
▼問合せ 土浦県税事務所 収税第三課 ☎ 029-822-7205 <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>
市役所社会福祉課 内線165・169

平成28年度甲種防火管理
●新規講習
▼期日 平成29年2月9日(木)・10日(金)▼会場 ポリテクセンター茨城(常総市水海道高野町591)▼内容 防火管理の意義・制度／防火管理／施設・設備の維持管理／防火管理に係る訓練・教育／防火管理に係る消防計画※全日程の受講が必要(欠席・遅刻等は認められません)▼受講料 5500円／常総地方防火協会加入事業所は5000円▼定員 先着80人▼申込期間 平成29年1月10日(火)〜20日(金)※午前9時30分〜午後5時▼申込方法 受講申請書(ホームページまたは管内各消防署窓口で取得)に必要事項を記入し、申込先に申し込む
●再講習
▼日時 平成29年3月3日(金)午前8時50分〜11時30分▼会場 ポリテクセンター茨城(常総市水海道高野町591)▼対象 劇場、飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入

茨城県行政書士会
県南支部 無料相談会
お気軽にご相談ください。
▼日時 平成29年1月21日(土)午後1時30分〜4時※この相談会は毎月実施／予約



りする建物(特定防火対象物)のうち、収容人員が300人以上で甲種防火対象物の防火管理者(甲種防火管理講習を修了した方)▼費用 1500円(常総地方防火協会加入事業所は1300円)▼定員 30人▼申込方法 受講申請書(常総地方広域市町村圏事務組合ホームページまたは管内各消防署の窓口で取得)に必要事項を記入の上、平成29年2月1日(水)〜13日(月)(土・日曜日を除く)に申込先に申し込む
▼申込・問合せ 常総広域消防本部予防課(常総市水海道山田町808) ☎ 23-0904 <http://www.jyouso-koiki.or.jp/>



不要▼場所 中央公民館団体活動室▼内容 相続・遺言・会社設立・許可申請・農地転用・ビザ・公正証書・後見・離婚協議等の契約書など
▼問合せ 茨城県行政書士会 県南支部 ☎ 029-757-0076
出会いパーティー
▼日時 平成29年1月8日(日)午後1時30分〜4時30分(午後1時〜受付)▼会場 市民交流プラザ▼対象 男性・30〜40歳代の方／女性・30〜40歳代の方▼定員 男女各15人▼参加費 男性3000円、女性1000円※当日徴収▼後援 いばらき出会いサポートセンター
▼申込・問合せ NPO法人ベル・サポート ☎ 0280-87-7085

茨城県最低賃金が「時間額 771 円」に改定されました

茨城労働局では、茨城県最低賃金を、時間額771円(平成27年度額より24円引き上げ)に改正決定しました。平成28年10月1日から、県内の全企業・全労働者に適用されています。

「茨城県最低賃金」を下回る雇用契約は、労使双方の合意であっても、最低賃金法により、賃金額については無効とされます。

●問合せ 茨城労働局賃金室 ☎ 029-224-6216

最低賃金引き上げに向けた支援策については、以下の相談窓口や助成金が利用できます。

最低賃金ワンストップ無料相談・業務改善助成金
茨城県最低賃金総合相談センター ☎ 0800-800-4864

業務改善助成金
茨城労働局雇用環境・均等室 ☎ 029-277-8294

キャリアアップ助成金
茨城労働局職業対策課 ☎ 029-224-6219

1月 JANUARY

元日	
1 日	市役所・公民館業務休止期間（～1月3日） 図書館業務休止期間（～1月4日）
2 月	
3 火	
4 水	
5 木	
6 金	
7 土	消防出初式（9:00～ 中央公民館）
8 日	成人式典（13:00～ 中央公民館） 中央公民館図書室臨時休室
9 月	成人の日
10 火	
11 水	公民館休館
12 木	おはなし会（10:30～ キ・ターレ）
13 金	おはなし会（14・17・18・26日 11:00～ 中央図書館）
14 土	
15 日	おはなし会（14:00～ 中央図書館）
16 月	おはなし会（15:00～ 保健センター）
17 火	
18 水	おはなし会（11:00～ ミ・ナーデ） 認知症の方の家族の集い（14:00～15:30 市役所）
19 木	
20 金	おひぎでだっこおはなし会（11:00～ 中央図書館）
21 土	
22 日	市民バスケットボール大会（29日 9:00～ 常総運動公園総合体育館）
23 月	
24 火	
25 水	
26 木	
27 金	
28 土	
29 日	
30 月	
31 火	納期限：市民税・県民税（4期）国民健康保険税（7期）、後期高齢者医療保険料（7期）、上下水道料金（11・12月分） ※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁（8:30～12:00・13:00～17:15）しています

1月の各種相談	法律相談	19日 13:00～16:00	市役所	12日9:00から要予約 ☎45-1249 ※同一事案の相談は不可
	行政相談	10日 13:00～16:00		内線136
	若者就労支援相談	28日（第4土曜日） 13:00～16:00	中央公民館	いばらき県南若者サポステ ☎029-893-3380 要予約
	教育相談 不登校相談	月～金曜 9:00～16:30 ※祝日・年末年始除く	総合教育支援センター （もりや学びの里内）	☎46-2341
	こころの健康相談	12日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日・年末年始除く	家庭児童相談室 （市民交流プラザ内）	☎45-2314
	心配ごと相談	14:00～16:00 ・ふくし 16日 ・年金・労務 23日	いきいきプラザ・ げんき館 （社会福祉協議会）	相談日前週までに要予約 ☎45-0088
	電話相談	金曜日 10:00～15:00		☎48-5555
生活機能相談		月曜日 9:00～17:00 木曜日 9:00～16:00 ※祝日・年末年始除く	市役所介護福祉課	要予約 内線177

暮

らしのコーナー

『音声ガイダンス』を利用した
架空請求に気をつけて！

架空請求の手口の一つに音声ガイダンスを使ったものがあります。知らない番号から電話に着信があり、掛け直すと音声ガイダンスが流れていて、指示に従って番号を押すと電話が繋がって、個人情報や料金を請求されたりするものです。

事例 携帯電話に知らない番号から着信があり、掛け直すと「有料動画の閲覧料が未納だ。払わなければ裁判する」と音声ガイダンスが流れていた。「請求内容の確認は1を、心当たりのない人は2を」と言われたので、「2」を押したら電話が繋がり、個人情報を聞かれた。（60代男性）

ひとことアドバイス

○非通知や知らない番号からの着信は、安易に出たり掛け直したりしないようにしましょう。

○不安をあおるような事を言われても、身に覚えのない請求には応じないようにしましょう。

○不安に感じたら、市消費生活センターにご相談ください。



トラブルにあったら…

- ・市消費生活センター ☎45-2327
（市役所2階経済課内）月～金曜日
9:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- ・消費者ホットライン
☎188（全国共通）
※土・日曜日、祝日の10:00～16:00
は国民生活センターにご案内します
（年末年始を除く）